

○国土交通省令第四十九号

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第一百五十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二日

国土交通大臣 石井 啓一

都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令

（都市緑地法施行規則の一部改正）

第一条 都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)</p> <p>第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。</p> <p>一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計</p> <p>二 (略)</p> <p>(市民緑地設置管理計画の認定に係る緑化施設の面積)</p> <p>第二十五条 法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、第九条各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)</p> <p>第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。</p> <p>一 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積</p> <p>二 (略)</p> <p>(市民緑地設置管理計画の認定に係る緑化施設の面積)</p> <p>第二十五条 法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。</p> <p>一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計</p> <p>二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 第九条第二号イからホまでに掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める方法により算出した面積の合計</p>

(都市公園法施行規則の一部改正)

第二条 都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準) 第三条の二 令第十条第二項の国土交通省令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの(次号において「遊戯施設等」という。)</p> <p>二 前号の点検は、一年に一回の頻度で行うことを基本とすること。</p> <p>三 前号の点検の結果及び遊戯施設等について令第十条第一項第三号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存すること。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(新設) 第三条の二 令第十条第六項の六(略)</p>

(生産緑地法施行規則の一部改正)

第三条 生産緑地法施行規則(昭和四十九年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(国土交通省令で定めるところにより算定した割合)</p> <p>第三条 法第十条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次に掲げる割合とする。</p> <p>一 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の八割</p> <p>二 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳以上である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の七割</p> <p>(農林漁業に従事することを不可能にさせる故障)</p> <p>第五条 法第十条第二項の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(特定生産緑地の指定の公示)</p> <p>第七条 法第十条の二第四項の規定による指定の公示は、次に掲げる事項について、市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>一 特定生産緑地の指定をする旨</p> <p>二 特定生産緑地の区域及び面積</p> <p>(特定生産緑地の指定の提案)</p> <p>第八条 法第十条の四第一項の規定により特定生産緑地の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る生産緑地の所在地及び提案の理由を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。</p>	<p>(国土交通省令で定めるところにより算定した割合)</p> <p>第三条 法第十条の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次に掲げる割合とする。</p> <p>一 法第十条の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の八割</p> <p>二 法第十条の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳以上である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の七割</p> <p>(農林漁業に従事することを不可能にさせる故障)</p> <p>第五条 法第十条の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

- 一 当該生産緑地の区域を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 二 法第十条の四第一項の合意を得たことを証する書類

第九条 (略)

別記様式第二

備考

1 「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。

2～6 (略)

第十条 (略)

別記様式第二

備考

1 「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同令第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同令第4条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。

2～6 (略)

(都市計画法施行規則の一部改正)

第四条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(建築行為等の許可の申請)</p> <p>第三十八条の二の二 法第五十二条第一項の許可の申請は、別記様式第九の二による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一 土地の形質の変更にあつては、当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの</p> <p>二 建築物の建築その他工作物の建設にあつては、敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの</p> <p>三 法第五十二条第一項の政令で定める物件の堆積にあつては、当該堆積を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの</p> <p>(堆積をした物件の飛散等を防止するための措置)</p> <p>第三十八条の二の三 令第三十六条の七の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 堆積をした物件が飛散するおそれがある場合にあつては、次のいずれかの措置を講ずること。</p> <p>イ 当該物件の表面に覆いを設け、当該覆いが容易に移動しないように固定すること。</p> <p>ロ 当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。</p> <p>二 堆積をした物件が流出するおそれがある場合にあつては、当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。</p> <p>三 物件の堆積に伴い汚水を生ずるおそれがある場合にあつては、次のいずれかの措置を講ずること。</p> <p>イ 当該物件の底面に覆いを設けること。</p> <p>ロ 当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(新設)</p>

第三十八条の二の四 (略)

別記様式第9の2 (第38条の2の2関係)

許 可 申 請 書

年 月 日

殿

申 請 者 住 所
氏 名

印

都市計画法第52条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

(一) 土地の形質の変更

区域に含まれる地域の名称	
区域の面積	
土地の形質の変更の内容等	
その他必要な事項	

(二) 建築物の建築その他工作物の建設

建築物等の敷地の所在及び地番	
建築物等の用途	
新築、増築、改築又は移転の別	
敷地面積、建築面積及び延べ面積並びに高さ	
その他必要な事項	

第三十八条の二の二 (略)

別記様式第9の2 印添

(三) 物件の堆積

物件の堆積を行う土地の区域に含まれる地域の名称	
物件の堆積を行う土地の面積	
物件の種類	
物件の飛散の防止の方法等	
その他必要な事項	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 「土地の形質の変更の内容等」欄には、当該土地の形質の変更の具体的内容を記載してください。
- 4 「建築物等の用途」欄には、当該建築物又は工作物の用途及び当該建築物が自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別を記載してください。
- 5 「物件の種類」欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類を具体的内容を記載してください。
- 6 「物件の飛散の防止の方法等」欄には、堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するための措置の具体的内容を記載してください。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第五条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の（イ）項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の（二十四）項の（ろ）欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の（三十）項の（ろ）欄に掲げる日影図と、表一の（ろ）項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の（四十七）項の（ろ）欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一（略）

二（略）

(略)		(イ)	
(二十二) 法第四十八条の規定 が適用される建築物		(ろ) 図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	敷地の位置	工場・事業 調査	事業の種類
配置図	用途地域の境界線	危険物の数 量表	危険物の種類及び 量

改正前

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の（イ）項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の（二十四）項の（ろ）欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の（三十）項の（ろ）欄に掲げる日影図と、表一の（ろ）項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の（四十七）項の（ろ）欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一（略）

二（略）

(略)		(イ)	
(二十二) 法第四十八条の規定 が適用される建築物		(ろ) 図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	敷地の位置	工場・事業 調査	事業の種類
配置図	用途地域の境界線	危険物の数 量表	危険物の種類及び 量

(略)	三〇五 (略)	二〇一〇 (略)	法第四十 八条第一 項から第 十四項ま でのた だし書の規 定が適用 される建 築物	法第四十八 条第一項か ら第十四項 までのた だし書の許可 の内容に適 合すること の確認に必 要な図書	当該許可に係る建 築物の敷地、構造 、建築設備又は用 途にする事項
			法第四十 八条第一 項から第 十三項ま までのた だし書の許可 の内容に適 合すること の確認に必 要な図書	当該許可に係る建 築物の敷地、構造 、建築設備又は用 途にする事項	

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十條の四 法第四十三條第一項ただし書、法第四十四條第一項第二号若しくは第四号、法第四十七條ただし書、法第四十八條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書(法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一條ただし書(法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二條第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三條第四項若しくは第五項第三号、法第五十三條の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五條第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号若しくは第四項、法第五十九條の二第一項、法第六十條の二第一項第三号、法第六十條の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七條の三第三項第

(略)	三〇五 (略)	二〇一〇 (略)	法第四十 八条第一 項から第 十三項ま までのた だし書の規 定が適用 される建 築物	法第四十八 条第一項か ら第十三項 までのた だし書の許可 の内容に適 合すること の確認に必 要な図書	当該許可に係る建 築物の敷地、構造 、建築設備又は用 途にする事項
			法第四十 八条第一 項から第 十三項ま までのた だし書の許可 の内容に適 合すること の確認に必 要な図書	当該許可に係る建 築物の敷地、構造 、建築設備又は用 途にする事項	

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十條の四 法第四十三條第一項ただし書、法第四十四條第一項第二号若しくは第四号、法第四十七條ただし書、法第四十八條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書(法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一條ただし書(法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二條第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三條第四項若しくは第五項第三号、法第五十三條の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五條第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号若しくは第四項、法第五十九條の二第一項、法第六十條の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七條の三第三項第二号、第五項第二号

二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2・3 (略)

4 法第八十八条第二項において準用する法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書、法第五十一条ただし書又は法第八十七条第二項若しくは第三項中法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書若しくは法第五十一条ただし書に関する部分の規定（次項において「工作物許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十七号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

5 (略)

第十一号様式（第三条、第三条の三関係）（A4）

（注意）

1・2 (略)

3・第二面関係

若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2・3 (略)

4 法第八十八条第二項において準用する法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書、法第五十一条ただし書又は法第八十七条第二項若しくは第三項中法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書若しくは法第五十一条ただし書に関する部分の規定（次項において「工作物許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十七号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

5 (略)

第十一号様式（第三条、第三条の三関係）（A4）

（注意）

1・2 (略)

3・第二面関係

- ①～⑦ (略)
- ⑧ 6欄の「イ」は、次の表の工作物の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、工作物の用途をできるだけ具体的に書いてください。

工作物の用途の区分	記号
1. 鉱物、岩石その他の粉砕で原動機を使用するもの、 レジンミキストコンクリートの製造等で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの及びアスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を行うもの 2～6 (略)	06410 (略)

- ⑨・⑩ (略)
- ⑪ 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第2(ぬ) 項第3号(13の2)の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を6欄の「へ」に記入してください。
- ⑫・⑬ (略)
- ⑭ 建築基準法第88条第2項において準用する同法第86条の7第1項(同法第48条第1項から第13項まで及び同法第51条に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を11欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑮・⑯ (略)

第四十三号様式(第十条の四関係) (A4)
(注意)

1～3 (略)

- ①～⑦ (略)
- ⑧ 6欄の「イ」は、次の表の工作物の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、工作物の用途をできるだけ具体的に書いてください。

工作物の用途の区分	記号
1. 鉱物、岩石その他の粉砕で原動機を使用するもの、 レジンミキストコンクリートの製造等で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの及びアスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を行うもの 2～6 (略)	06410 (略)

- ⑨・⑩ (略)
- ⑪ 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第2(り) 項第3号(13の2)の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を6欄の「へ」に記入してください。
- ⑫・⑬ (略)
- ⑭ 建築基準法第88条第2項において準用する同法第86条の7第1項(同法第48条第1項から第12項まで及び同法第51条に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を11欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑮・⑯ (略)

第四十三号様式(第十条の四関係) (A4)
(注意)

1～3 (略)

4. 第三面関係

- ①～④ (略)
- ⑤ 5欄の「イ」は、建築基準法第48条第1項から第13項までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥～⑧ (略)

第四十四号様式 (第十条の四関係) (A4)
(第二面)

【1. 地名地番】～【10. 敷地面積】 (略)

【11. 建築面積】 (略)

【イ. 建築面積】 (略)

【ロ. 建蔽率】

【12. 延べ面積】～【15. 備考】 (略)

第四十七号様式 (第十条の四関係) (A4)

(注意)

1・2 (略)

3. 第二面関係

①～⑤ (略)

⑥ 4欄の「イ」は、次の表の工作物の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、工作物の用途をできるだけ具体的に書いてください。

工作物の用途の区分	記号
-----------	----

4. 第三面関係

- ①～④ (略)
- ⑤ 5欄の「イ」は、建築基準法第48条第1項から第12項までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥～⑧ (略)

第四十四号様式 (第十条の四関係) (A4)
(第二面)

【1. 地名地番】～【10. 敷地面積】 (略)

【11. 建築面積】 (略)

【イ. 建築面積】 (略)

【ロ. 建ぺい率】

【12. 延べ面積】～【15. 備考】 (略)

第四十七号様式 (第十条の四関係) (A4)

(注意)

1・2 (略)

3. 第二面関係

①～⑤ (略)

⑥ 4欄の「イ」は、次の表の工作物の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、工作物の用途をできるだけ具体的に書いてください。

工作物の用途の区分	記号
-----------	----

1. 鉱物、岩石その他の粉砕で原動機を使用するもの、 <u>レディミクストコンクリートの製造等</u> で出力の合計が2. 5キロワットを超える原動機を使用するもの及びアスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を行うもの 2～5 (略)	06410 (略)
---	--------------

⑦～⑧ (略)

⑨ 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち、同法別表第2(ぬ)項第3号(13の2)の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を4欄の「へ」に記入してください。

⑩ (略)

別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分 (略)	用途を示す記号
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、 <u>専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。</u> ）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに <u>田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。</u> ）	08450
(略)	
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス	08456

1. 鉱物、岩石その他の粉砕で原動機を使用するもの、 <u>レディミクストコンクリートの製造等</u> で出力の合計が2. 5キロワットを超える原動機を使用するもの及びアスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を行うもの 2～5 (略)	06410 (略)
---	--------------

⑦～⑧ (略)

⑨ 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち、同法別表第2(り)項第3号(13の2)の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を4欄の「へ」に記入してください。

⑩ (略)

別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分 (略)	用途を示す記号
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び <u>専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。</u> ）	08440
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450
(略)	
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス	08456

<p>ス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（<u>田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。</u>） 作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p>	
(略)	
<p>火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</p>	08620
<p>農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの</p>	08630
<p>農業の生産資材の貯蔵に供するもの</p>	08640
<p>田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。） 作業場の床面積の合計が50平方メートル</p>	08650

<p>ス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p>	
(略)	
<p>火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</p>	08620

以内のもの (原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(都市緑地法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となつてゐる建築物のうち、第一条の規定による都市緑地法施行規則第九条第一号の規定の改正により当該建築物の緑化率が緑化地域に関する都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度又は地区計画等緑化率条例による建築物の緑化率の最低限度を下回ることとなるものの緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積の算出方法については、第一条の規定による改正後の都市緑地法施行規則第九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。